

令和2年度 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画【評価結果】

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日(総務大臣決定))」に基づき策定した「令和2年度 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画」について、当該計画に定める評価指標を達成するための各種取組の達成状況及び実行性等について以下のとおり自己評価を実施した。

1. 令和2年度調達等合理化計画の実施状況

調達等合理化計画	実施状況
<p>1. 重点的に取り組む分野</p> <p>機構における研究開発業務の特殊性を踏まえ、法人の使命である「研究開発成果の最大化」を推進するために、重点的に取り組む分野及び取組内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 適正な調達手段の確保</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月閣議決定)」に基づき、一般競争入札等の契約を原則としつつも、研究開発成果の最大化を重視する観点から、研究開発業務の特殊性を考慮し、随意契約基準要件(特命クライテリア)に基づき、適切に判断の上、公平性・透明性を確保しつつ随意契約を含めた合理的な方式による契約手続を推進する。この場合、契約監視委員会において個々の契約案件の合理性について事後点検を行う。</p> <p>一者応札・応募については、応札者拡大のための各種取組を継続的に実施し、競争性の確保を図る。また、2 か年度以上連続して一者応札が継続し、競争環境が整う見込みがない契約案件につ</p>	<p>1. 重点的に取り組む分野</p> <p>・研究開発業務を考慮した合理的な契約手続については、研究開発に係る設備機器の特殊性や互換性の確保、特殊な機器の買入れ等の特殊性を理由とした随意契約要件(特命クライテリア)を適用した競争性のない随意契約を217件(全契約件数の4.7%)実施した。</p> <p>また、原子力施設における管理区域内の年間常駐業務のうち、核燃料物質を取り扱う高度な専門性・習熟性が必要な安全上重要な作業については、請負企業が技術継承や人材育成等により技術的能力を維持し長期的かつ安定的に業務を実施するといった保安上の特殊性を考慮し、契約監視委員会での審議を経て、令和2年度より一般競争入札から競争性のない随意契約へ17件移行(うち、15件を複数年契約に移行)し、公平性及び透明性を確保しつつ、コスト削減に努めた。</p> <p>・一者応札・応募については、2 か年度以上連続して一者応札が継続し、競争環境が整う見込みがない契約案件18件を一般競争入札から確認公募による競争性のある契約に順次移行し、競争性を維</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p>いて、契約審査委員会の審査を受け、随意契約事前確認公募に移行することにより、競争性及び透明性を確保しつつ、合理的な契約手続を推進する。</p> <p>(主な取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間発注計画の作成及びホームページ掲載 ・一者応札案件に対し、応札しなかった企業へのアンケート ・一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施 ・応札者に分かりやすい仕様書の作成、仕様書及び発注単位の点検 ・更なる電子入札の活用促進(業者事情により実施できない場合は除く。) ・入札手順を解説した「入札参入ガイド」の効果的な周知 等 <p>さらに、一般競争入札における実質的な競争性が確保されているか否かについて検証するため、契約監視委員会において落札率が 100 パーセント等、高落札率となっている個々の契約案件の事後点検を行い、更なる契約の適正化を図る。</p> <p>【評価指標:研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行件数、応札者拡大のための各種取組の着実な実施】</p>	<p>持しつつ、合理的な契約手続を推進し、一定のコスト削減が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札における応札者を拡大し更なる競争性の確保を図るため、年間発注計画の機構公開ホームページ掲載、応札しなかった企業へのアンケート調査・分析、一者連続受注案件に対する履行実績調査、応札者に分かりやすい仕様書の作成、電子入札の活用、入札参入ガイドの周知、公告期間の十分な確保等の取組を継続実施した。 <p>なお、応札しなかった企業によるアンケート調査結果(回答数 268 件/約 2,800 件)については、原子力施設特有の特殊性を理由とした回答の割合は前年度に比べ減少傾向にあるものの(18.3%→13.1%)、一方で企業に求められる技術要件や資格要件を満たすことが困難であることや、専門分野・得意分野と異なる業務であることなどを理由とした回答の割合が前年度に比べ増加しており(36.2%→39.1%)、技術的な観点から応札を控える傾向にあることが確認できた。</p> <p>さらに、契約請求の段階から透明性、公平性を確保する観点から、参考見積書徴取に係る統一したルール「参考見積書徴取に係るガイドライン」を策定し、請求箇所に対し本ガイドラインの遵守の徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高落札の要因である一者応札の改善に向けた応札者拡大の取組を継続実施し、落札率 100 パーセント案件は、一般競争入札を実施した 3,120 件に対し 176 件(5.6%)となり、「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」(平成 28 年 7 月公表)の提言を踏まえた競争性確保の各種取組を実施する以前の平成 27 年度実績 354 件(11.4%)に比べて、5.8 ポイント減少した。 <p>また、落札率が 100%など高落札率となっている契約のうち、契約監視委員会が指定するものについて、同委員会において点検を受け、適正に契約が行われていることを確認された。</p>

調達等合理化計画	実施状況
	<p>・令和 2 年 11 月に開催された令和 2 年秋の年次公開検証における指摘事項への対応として、令和 3 年度発注予定の業務請負契約 117 件を対象に業務内容に専門性を有する業務とそれ以外の一般的な業務が含まれているかを精査し、該当する契約について業務内容を切り分けて実施できないか検証作業を実施した。その結果、4 件について業務内容の切り分けが可能と判断し、令和 3 年度の契約手続を進めた。</p>
<p>(2) 合理的調達に関する取組</p> <p>環境負荷の少ない物品等の調達を継続実施するとともに更なる契約事務の効率化及び経費節減を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>①環境負荷の少ない物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達の推進を図るため、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを発注仕様書に明記するなど、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。</p> <p>②適切な発注単位の調達</p> <p>一括調達等によるスケールメリットと分割調達による競争性の向上の両方の観点から、一括調達の適否を慎重に検討し、常に最適な発注単位での調達を目指す。</p> <p>【評価指標:一括調達及び最適な発注単位での調達への変更件数】</p> <p>③Web 調達の整備</p> <p>発注手続の効率化に資するものとして、少額で購買頻度の高い消耗品等を対象としたインターネット購買サイトを活用した物品調達(Web 調達)システムの令和 3 年度正式導入に向け、システム環境、運用基準等の着実な整備と一部の部署での同システムの試行を実施する。</p>	<p>(2) 合理的調達に関する取組</p> <p>①物品等の選定に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するなど、環境負荷の少ない物品等の調達を継続実施した。</p> <p>②コピー用紙、事務用品及び小規模施設の電気需給契約並びに機構内で幅広く使用されているソフトウェアライセンス (Microsoft Office、Adobe Acrobat) の一括調達を継続実施し、契約業務の合理化及び効率化を図った。</p> <p>令和 2 年度においては、拠点ごとに行っていた車両運転管理業務について契約の一本化など最適な発注単位での調達に変更し、契約業務の合理化及び前年度比で約 17 百万のコスト低減が図られた。</p> <p>③Web 調達の令和 3 年度正式導入に向け、令和 2 年度において、システム環境の整備、運用基準等の整備、オンライン操作説明会の開催(約 700 名参加)及びデモサイトによるテスト運用(延べ約 1,700 人参加)を完了した。テスト運用での問合せ等(約 150 件)についても、本格運用までに適宜改良等を図るべく準備を進めた。</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p>【評価指標:システム環境整備、運用基準等の整備、試行結果の評価の実施】</p>	
<p>(3) 職員等のスキルアップ</p> <p>契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性を向上させることを目的に、契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を実施する。</p> <p>さらに、外部機関等からの指摘事項を整理し、指摘の再発防止を目的として、令和元年度に作成した「契約手続に関する指摘対策ケースブック(請求箇所編)」に続き、「契約手続に関する指摘対策ケースブック(契約箇所編)」を作成し、契約担当者のスキルアップ等に活用する。</p> <p>【評価指標:研修・スキルアップ活動:実施回数 1 回以上/年、契約担当者における受講者割合】</p>	<p>(3) 職員等のスキルアップ</p> <p>・契約業務の基礎知識、予定価格の積算方法、各種契約方式の実務上の留意点を習得させるため、契約業務初任者を対象とした研修(令和2年8月に14名受講)や契約実務者を対象とした研修(令和3年1月に12名受講)を実施(受講率100%)するとともに、令和元年度に適正な入札・契約手続及び不適切事案の未然防止を目的として、これまでの会計実地検査及び契約監視委員会等における指摘事項やその対応策を分かりやすく解説した「契約手続に関する指摘対策ケースブック(請求箇所編)」に続き、契約担当者向けの「契約手続に関する指摘事項ケースブック(契約箇所編)」を作成し各拠点契約箇所への啓蒙活動を実施し、職員等の契約業務に対するスキルアップ及び知識普及を図った。</p>
<p>2. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の徹底</p> <p>随意契約を締結することとなる案件について、法人内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、少額随意契約基準額を超える全ての随意契約案件について事前点検を実施する。</p> <p>【評価指標:契約審査委員会による点検件数:少額随意契約基準額超全件】</p>	<p>2. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の徹底</p> <p>令和2年度においても少額随意契約基準額を超える全ての随意契約(837件)について、専門的知見を有する技術系職員を含む機構職員及び外部有識者(2名)を委員として構成する契約審査委員会(委員長は契約部長)により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検・検証を実施し、ガバナンスの徹底を図った。</p>
<p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>調達に係る不祥事の発生の未然防止・再発防止のため、以下の取組を実施する。</p> <p>・契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等</p>	<p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>不祥事の発生の未然防止・再発防止のための相互牽制機能として、契約部及び各研究開発拠点契約担当課が連携し、次の取組を実施した。</p> <p>・各研究開発拠点契約担当課長を対象とした会議</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p>により、不祥事発生の防止に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懸案事項の発生、規程等の改正を実施した場合は綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施する。 ・契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施する。 ・リスクマネジメントを推進することにより、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じる。 ・適切な契約手続、リスクの未然防止、コスト削減を目的に、各拠点の契約請求発注部署を対象として、TV 会議等も活用し、個々の契約案件に関して契約方式・発注単位・仕様内容などの適正性についてヒアリングを実施する。 ・全職員に対して研究不正防止及び入札談合の未然防止の観点から e ラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。 	<p>を 6 回開催し、懸案事項又は規程等の改正など、密な連携強化及び共通認識を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各研究開発拠点契約の契約審査を 6 回実施し、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類等は適正に管理されているかなどを審査した。 ・リスクマネジメント活動において、契約業務で想定されるリスクの抽出を行うとともに、契約担当課長会議等において契約リスクの認識について共有化を行った。 また、理事長を委員長とするリスクマネジメント委員会において、上記契約業務に係るリスクマネジメントが適正に行われているか確認を受けた。 ・全拠点(8 拠点)の契約請求発注部署を対象に適正な契約手続の確保、契約リスクの未然防止及び経費節減・コスト意識の醸成に関するコンサルティング活動(発注計画に対するヒアリング、契約適正化に関する説明会)を継続実施し、契約手続に関する問題点の情報共有及び指導を図った。 ・契約関係職員のみならず全役職員に対して官製談合の未然防止を図るため、e ラーニングによる入札談合防止教育を実施(受講率 100%)するとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえた、研究費の不正使用の未然防止を図るための e ラーニングによる研修を実施し(受講率 100%)、職員等の知識向上を図った。
<p>(3) 利害関係者等との接触に関する取組</p> <p>利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページで公表する。</p> <p>また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役</p>	<p>(3) 利害関係者等との接触に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等に基づき、利害関係者等と機構職員が契約手続、仕様等に関して接触した場合は接触記録を作成し、四半期ごとに機構ホームページにて公表した。 ・機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向

調達等合理化計画	実施状況
<p>職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。</p> <p>これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているか等について、引き続き監視・検討していく。</p>	<p>上するため、機構外通報窓口（弁護士事務所）及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度の運用を継続した。</p>

2. 令和2年度調達等合理化計画における自己評価

○重点的に取り組む分野

応札者拡大のための各種取組を継続的に実施するとともに、2 か年度以上連続して一者応札が継続し、競争環境が整う見込みがない契約案件について、過去の確認公募への移行事例及び移行要件を周知し、契約審査委員会の審査を受け 18 件を一般競争入札から確認公募による競争性のある契約に移行している。

また、新たに令和 2 年度の管理区域内年間請負作業のうち、核燃料物質を取り扱う安全上重要な作業については、請負業者が技術継承や人材育成等により技術的能力を維持し長期的かつ安定的に業務を実施するといった保安上の特殊性を考慮し、契約監視委員会での審議を経て、「特命クライテリア」の見直し等を行い、一般競争入札から競争性のない随意契約へ 17 件移行（うち、15 件を複数年契約に移行）している。

この取組では、随意契約における価格交渉でコスト削減効果のあった事案もあり、有効性が認められることから、これら随意契約に移行したことによる効果を検証するとともに、その結果を他の契約案件にも反映し、より適正な契約に資することとする。

令和 2 年秋の行政事業レビューにおいて、「業務運営の透明化等について、平成 27 年度の年次公開検証での指摘を受け、関係法人の適正化や秘密保持事項の付帯を必要最小限にするなどの取組がなされているが、その後の一般競争の実施、入札者数、落札率などにおいて効果が現れているとは言い難い。競争が生じにくいといった原子力関連事業の特殊性もあるが、競争が行われるためのモニタリング強化及び条件設定、また、競争に限らず業務の見える化など、管理方法の変更によるコスト削減に努めるべきである。」との指摘を受けた。

上記指摘に対する対応として、令和 3 年度発注予定の業務請負契約 117 件を対象に、業務内容に専門性を有する業務とそれ以外の一般的な業務を切り分けて実施できないか検証作業を実施した。その結果、4 件について切り分け可能と判断し、令和 3 年度の契約手続に反映させているが、今後、切り分けの有効性を検証していく。さらに、高落札率の要因である一者応札がコスト削減の妨げとなっていることから、契約内容に応じ、契約方式を競争性のある契約（確認公募）へ移行した。その結果、価格交渉でコスト削減効果が一部見受けられたことから、移行した案件については、その効果をモニタリングし検証していく。

落札率 100% 案件については、一般競争入札を実施した 3,120 件の中で 176 件（5.6%）となっており、「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」（平成 28 年 7 月公表）の提言を踏まえた各種取組を実施する以前の平成 27 年度実績 354 件（11.4%）に比べて約半減となっているものの、前年度と件数割合においては、同水準（件数割合 6.0%⇒5.6%、▲0.4 ポイント）に留まっている。

高落札率の改善については、一者応札が高落札率となる傾向があることから、従来からの応札者拡大のための取組は引き続き継続するものの、競争性のみならず効果的な契約方式を適用することにより、より一層のコスト削減を図っていくこととする。

○職員等のスキルアップ

適正な入札・契約手続及び不適切事案の未然防止を目的として、令和元年度に続き、契約担当者向けの「契約手続に関する指摘事項ケースブック(契約箇所編)」を作成し各拠点契約箇所への啓蒙活動を実施した取組について、契約監視委員会において一定の評価を得ており、引き続き職員等のスキルアップに努める。

○調達に関するガバナンスの徹底

不祥事の未然防止等を目的として、全拠点の契約請求部署を対象とした発注計画ヒアリング等の契約適正化等に関するコンサルティング活動を実施するとともに、契約審査委員会による審査、官製談合の防止及び研究不正に係る e ラーニングなどの各種教育の実施等を通じて調達に関するガバナンスの徹底を図った。

上述の各種取組については、一定の成果が認められるとともに、適切な運用が行われているものの、引き続き、調達等合理化計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施に向けて、契約監視委員会の点検を受け、契約の更なる合理性、競争性、透明性及び公正性の確保に向けた取組を実施する。

以 上